

はじめに

国内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月交通安全対策基本法が制定されました。

これに基づき、所沢市においても昭和 46 年以降、5 年ごとに 10 次にわたり「所沢市交通安全計画」を策定し、現在まで関係機関や民間団体と一体となって交通安全を図るため、環境整備や啓発運動を強力に推進し、人身事故の増加に歯止めをかけるなど、着実なる成果を収めてきたところです。

近年の加速的に変化する現代社会という状況の中、本市における交通事故死傷者の数はここ数年減少傾向にあり、令和 2 年は 1 千人を割り、平成 23 年と比べて約 60%減となっています。

しかしながら、市内の交通事故により死者数は、平成 28 年は 2 人であった一方、平成 30 年には 8 人となるなど、目標値を大きく上回る年もあります。その交通事故を分析すると、「高齢者」「自転車・歩行者」及び「交差点」に関する交通事故が多いことが本市の特徴となっています。

このような状況から、交通事故の防止は国、県、市、交通関係団体だけでなく、すべての市民が全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人を中心にしたマチづくり・人命尊重の理念のもと、引き続き、将来の安全な交通社会の形成に向けて、交通安全対策全般にわたり総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばなりません。

ここに策定する第 11 次所沢市交通安全計画は、国、県、市、交通関係団体等の強力な連携のもと、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱として定めるものです。

